

Progress～進歩～

一期一会

令和3年2月号
2021年2月発行(広告)
三宅税理士法人
代表社員 三宅孝治
(中国税理士会 倉敷支部会員)
倉敷市中島2370番地14
TEL 086-466-1255
FAX 086-466-1288
第165号
発行担当:鳥越 俊佑

早いもので、2021年も1か月が経過しました。寒い日が続いておりますが、いかがお過ごしでしょうか。税理士事務所は毎年この時期、一年で最も仕事が多くなる時期となります。日々の体調管理や感染症予防対策には細心の注意を払いつつ、この時期を乗り越えていきたいと思っております。確定申告が必要なお客様におかれましては、早め早めの資料の提出をしていただきますようお願い申し上げます。

税務関係書類における「脱ハンコ」について

最近、注目を浴びている「脱ハンコ」ですが、税務関係書類につきましても、令和3年度の税制改正大綱で発表され、下記のとおり改正される予定となっております。(3月に閣議決定がされると正式決定となります。)

- (国税)
- 提出者の押印をしなければならないこととされている税務関係書類については、下記の税務関係書類を除き、**押印を要しない**こととなりました。
- 引き続き押印を要する書類
 - 担保提供関係書類及び物納手続関係書類のうち、実印の押印及び印鑑証明書の添付を求めている書類
 - 相続税及び贈与税の特例における添付書類のうち財産の分割の協議に関する書類

(注1)この改正は、**令和3年4月1日以後に提出**する税務関係書類について適用されます。
(注2)この改正の趣旨を踏まえ、押印を要しないこととする税務関係書類については、施行日前においても、運用上、押印がなくとも改めて求めないこととされます。

	国税関係書類の分類	押印の要否
原則	(1) 全般 具体例：確定申告書、給与所得者の扶養控除等申告書、各種届出書	不要
例外	(2) 担保提供関係書類 具体例：不動産抵当権設定登記承諾書、第三者による納税保証書	要
	(3) 遺産分割協議書	

令和3年4月以後、押印不要

- (地方税)
- 国税と同様に、提出者の押印をしなければならないこととされている税務関係書類については、**押印を要しない**こととなりました。
- (注1)この改正は、**令和3年4月1日以後に提出**する税務関係書類について適用されます。
(注2)施行日前に提出された書類に押印が無い場合、自治体によっては、押印を求められる場合があります。

上記のように押印は不要となりますが、当事務所では、お客様の税務書類をお客様の了承なしに税務署等に提出することは一切ありません。従来通り、お客様に丁寧なご説明および提出の承認について確認した後に申告・提出いたしますのでご安心ください。

～確定申告会場への来場を検討されている方へ～ 確定申告会場への入場には「入場整理券」が必要です!

- ▶今年の確定申告会場(倉敷市のイオン会場や岡山市のママカリフォーラムをはじめ、各税務署など)は新型コロナウイルス感染症の感染リスクを軽減するため、会場への入場には、入場できる時間枠が指定された「入場整理券」が必要です。
- ▶入場整理券は**各会場**で**当日配布**されますが、**LINEのアプリを通じたオンライン事前発行**も可能となっております。(入場整理券の当日配布の状況によっては後日の来場をお願いされる場合もあるようですのでご注意ください。)

オンライン事前発行の詳細は下図のとおりです。

入場整理券は国税庁のLINE公式アカウントからも取得できます

STEP 1
国税庁を「友だち追加」

STEP 2
「相談を申し込む」を選択

STEP 3
税務署・希望日時を選択

STEP 4
申込完了→会場で提示

※ LINEのホーム画面で「国税庁」または「@kokuzei」と検索しても友だちに追加できます。

- STEP 1** LINEアプリから国税庁LINE公式アカウントを友だち追加
- STEP 2** 「トーク」画面から「相談を申し込む」を選択
- STEP 3** 税務署や来場希望日時を選択
- STEP 4** 内容を確認して「申込」をタップすれば完了、入場時に申込完了画面を提示すればOK

入場時にはこの画面をご提示ください

～国税庁HPより～

新しい仲間が増えました

1月6日に入社いたしました生田雄一(いくたゆういち)と申します。昨年まで東京の税理士法人に勤務しておりましたが、風情あるこの街をとっても気に入り、この度倉敷に移り住んでまいりました。1人でも多くのお客様に笑顔になっていただき、さらに活気ある街への一助となるよう努めてまいります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

《経営計画発表会を行いました》

1月15日(金)に 経営計画発表会をおこないました。全員が各個人目標を作成、発表し今年一年の決意を新たに致しました。全員で目標を達成できますよう、努力してまいります。当日の午前はお休みをいただき、ありがとうございました。

当社は赤い羽根共同募金 寄附付き地域支援プロジェクトに賛同しています

<2月カレンダー>

1	月	*贈与税申告受付開始
4	木	*経営計画書作成セミナー: Vision
10	水	*1月分源泉所得税・住民税特別徴収額の納付期限
16	火	*所得税確定申告受付開始
23	火	*税理士記念日
28	日	*12月決算法人の確定申告・納付期限()
		*6月決算法人の中間申告・納付期限()
		*消費税等(4期)の納付期限(消費税率額400万円超の3・9月決算法人)

注)2月28日は日曜日の為、申告・納付期限3月1日(月)となります。

<Vision>

毎月開催中の**経営計画書作成セミナー:「Vision」** 今月の開催日**2月4日(木)**です。不透明な経済情勢が続いておりますが、このような状況にこそ経営計画が求められております。参加された経営者の方々からも多くのお喜びの声をいただいております。まだ参加されたことのない方、経営計画をつくってみませんか。

開催日	対象者	申込期限
2月4日(木)	12・1・2・3月決算法人様	2月2日(火)
3月18日(木)	1・2・3・4月決算法人様	3月12日(金)
4月8日(木)	2・3・4・5月決算法人様	4月2日(金)